

## 医政メモ



## 非営利ホールディングカンパニー型（持ち株会社型） 法人制度について

政府の成長戦略の目玉の一つとして、複数の医療法人や社会福祉法人の一体的経営が可能となる「非営利ホールディングカンパニー型法人制度（仮称、以下非営利HD型法人と略）の創設を検討する「医療法人の事業展開等に関する検討会」が6月27日開かれました。この「非営利HD型法人制度（仮称）」について報告します。

Q：「非営利HD型法人」はいつから考えられたのですか？

A：平成25年8月6日にまとめられた社会保障制度改革国民会議の報告書で、「医療法人制度・社会福祉法人制度について、非営利性や公共性の堅持を前提としつつ、機能の分化・連携の推進に資するよう、例えばホールディングカンパニーの枠組みのような法人間の合併や権利の移転等を速やかに行うことができる道を開くための制度改正を検討する必要がある」と述べられました。その後、平成26年1月20日の産業競争力会議でヘルスケア分野を成長エンジンとして育成するために「複数の医療法人や社会福祉法人等を社員総会等を通じて統括し、一体的な経営を可能とする『非営利HD型法人制度（仮称）』を創設する。その制度設計に当たっては、当該HD型法人における意思決定方式に係る高い自由度の確保、グループ全体での円滑な資金調達や余裕資金の効率的活用、当該グループと医療介護事業等を行う営利法人との緊密な連携等を可能とするため、医療法人等の現行規制を緩和するべく検討する。具体的内容について平成26年中に結論を得て速やかに制度的措置を講じる」との検討方針が打ち出され、

「『日本再興戦略改訂』2014」にも盛り込まれました。

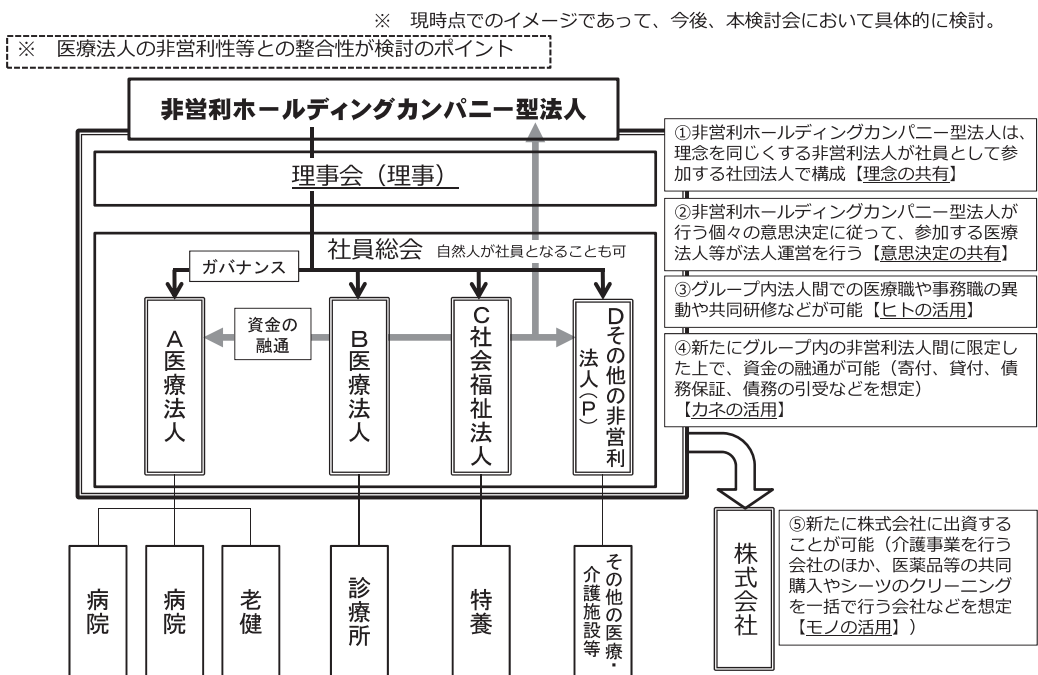
Q：「非営利HD型法人」の具体的な形と利点とされる点は？

A：具体的な形は図に示すように、理念を同じくする非営利法人が社員として参加する社団法人で構成【理念の共有】され、非営利HD型法人が行う個々の意思決定に従って、参加する医療法人等が法人運営を行う【意思決定の共有】。グループ内法人間での医療職や事務職の異動や共同研修などが可能【ヒトの活用】となり、新たにグループ内の非営利法人間に限定した上で、資金の融通が可能（寄付、貸付、債務保証、債務の引受などを想定）【カネの活用】などがあげられます。利点としては複数の医療法人がグループ化すれば、病床や診療科の設定、医療機器の設置、人事、医療事務、仕入れ等を統合して行うことができ、医療資源の適正な配置・効率的な活用を期待することができる、などです。

Q：「非営利HD型法人」の問題点は？

A：1．営利法人と非営利法人との関係の問題：『日本再興戦略』改訂2014にあるように地域内の医療・介護サービス提供者の機能分化や連携を推進して、医療、介護サービスの効率化・高度化を図る狙いがあるとしたら、非営利法人のみを前提にしているのが、営利法人が多い訪問看護ステーションや介護事業等との関係が難しく、医療、看護、介護の連携が難しくなります。

2．地域性の問題：上記のように地域内で



図

の医療、介護サービスの効率化を図るとしたら、全国チェーンを展開する医療法人や日本赤十字社、済生会、国立病院機構などとの連携も複雑となります。医療法人はそれぞれの法人の立地地域において安定的、永続的な医療の提供が必要ですが、地域事情と非営利HD型法人の経営方針とが合わない場合、どちらを優先するか問題となります。

3. 意思決定の問題：いわゆる持株会社（営利ホールディングカンパニー）では出資割合に応じて、運営方針や利益の分配を決定しますが、「非営利HD型法人」でそのようなシステムにすると、小規模の医療法人は、その運営方針や剰余金の使途などについて、出資割合の多い大規模な医療法人の意思決定に従わざるをえないため、この法人に参加しない可能性があり、逆に、1法人1議決権とすると、大規模の医療法人は自分の意見が通らないため、「非営利HD型法人」に参加しないことが考えられます。

以上、医療法人間の統合であれば、合併によって、同じ目的を果たすことができます。非営利の徹底には現実問題として難しく、「非営利HD型法人」は総論では良さそうな制度ですが、各論である運用面では大変難しく、簡単に結論が出る制度とは思えません。産業競争力会議は結局、「非営利HD型法人」のなかに営利法人の参入を果たし、最終的には医療法人への営利企業の参入の足がかりにする制度として利用しようとしているのでしょうかと思えません。

Q：「非営利HD型法人」への日医の対応は？  
 A：日本医師会副会長の中川俊男氏は、政府が新成長戦略で打ち出す非営利HD型法人制度には、「医療を営利産業として成長させたいという意図が明らかであり、全く受け入れられない」との見解を示し、対案として、日医が提唱する「統括医療法人制度」を進めるべきだと提案しました。「統括医療法人制度」

は、統括医療法人とこれに参加する法人が経営統合できるようにする仕組みです。そのポイントは、1) 統括医療法人、参加法人のいずれも非営利法人、特定企業の影響の下にある法人の参加は認めない、2) 統括医療法人がカバーする範囲は、おおむね地域医療ビジ

ョンの構想区域を想定、3) 情報開示の徹底と事後フォロー（財務内容の公告および事業報告書の作成、開示を義務化し、第三者が事業運営の状況を評価、外部監査も義務付け）をしております。

（政策部担当理事 大道 光秀）